

## 「偽造・盗難キャッシュカード被害への対応について」 のお知らせ



当組合では、「偽造キャッシュカード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」の施行(平成18年2月10日)に伴い、キャッシュカード規定等を改定し、お客さまの偽造・盗難キャッシュカードによる被害に対する補償を実施することとしましたのでお知らせいたします。なお、規定をご希望されるお客さまは当組合本支店窓口にお問い合わせ下さい。

### (お客さまへの補償の範囲)

#### 1. 偽造カードによる被害に対する補償の範囲

お客さまに故意または重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、当組合が全額被害補償を行います。

#### 2. 盗難カードによる補償の範囲

原則、通知があった日から30日前の日以降になされた払出しについて、当組合が全額被害補償を行います。ただし、以下の場合には補償の範囲が異なります。

お客さまに過失があることを当組合が証明した場合は、当組合は被害額の4分の3に相当する金額を補償します。

お客さまに故意または重大な過失があることを当組合が証明した場合などは、当組合は補償を行いません。

当組合への通知が盗難が行われた日から2年を経過する日以後に行われた場合は、補償を行いません。

#### 3. 預金者保護法以外の補償について

以下のお取引についても、上記と同様の補償を行います。

事業用キャッシュカードの偽造・盗難による被害

偽造・盗難キャッシュカード被害のうちデビットカード利用による被害

被害に遭われてから補償させていただくまでには、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況について、当組合の調査にご協力していただく必要があります。



笠岡信用組合は、今後もお客さまに安心してキャッシュカードでお取引いただけるよう、取組んでまいります。

笠岡信用組合